

適正な食品表示を実現するための取組について

1. J A S 法改正（平成 1 4 年 7 月 4 日施行）

公表の迅速化

指示及び命令を行った場合は原則公表。

罰則の大幅な強化

改正前 個人・法人とも 5 0 万円以下の罰金



改正後 個人：1 0 0 万円以下の罰金又は 1 年以下の懲役

法人：1 億円以下の罰金

2. 農林水産省の組織改編の一環として食品表示の監視体制の大幅な増強

新たに設置された消費・安全局に、食品表示の監視を一元的に担当する表示・規格課を設置。

地方農政局及びその下部機関として各県に設置された地方農政事務所に、食品表示の監視及び指導を専門的に担当する表示・規格課を設置し、広く食品全般の表示の監視業務に専従する職員を配置（約 2 , 0 0 0 名）。

科学的手法に基づく食品表示の検証を強化するため、独立行政法人農林水産消費技術センターの分析担当部門を拡充。

3. 消費者の方々の協力を得た監視体制の充実

食品表示 1 1 0 番

都道府県による「食品表示 1 1 0 番（広く国民から食品の表示について情報提供等を受け付けるためのホットライン）」への対応に従事する食品表示指導員の配置に対して支援を強化。

なお、「食品表示 1 1 0 番」は、全国 6 1 ヶ所の農林水産省関係機関においても設置。

食品表示ウォッチャー

日常の買い物の中で食品表示の状況を点検する「食品表示ウォッチャー」を、平成 1 5 年度は約 3 , 8 0 0 人に増強（平成 1 4 年度は約 1 , 6 0 0 人）。「食品表示ウォッチャー」には、委嘱時に研修を実施するほか、委嘱後も適宜食品表示に関する情報提供を実施。

4. 食品表示の科学的検証技術の確立と活用

農林水産消費技術センターにおいては、加工食品中の遺伝子組換え原材料の混入率検査や農林水産物の品種判別等、DNA 解析技術等を活用した食品表示の科学的検証技術に関する実証研究を行い、その公定法を確立する。

また、既に DNA 解析技術が確立している精米等については、今年度も品種判別による食品表示の科学的検証を実施。

わかりやすい表示に向けた検討の方向
【農林水産省と厚生労働省等との一体的な取組】

1. 食品の表示に関する共同会議の開催

食品の表示に関する基準について、JAS法に関する調査会と食品衛生法に関する審議会でバラバラに決定していたのを改め、これらの調査会・審議会を共同で開催し、JAS法及び食品衛生法に共通する表示項目の整合性の確保等を中心に、食品の表示に関する基準全般について調査審議を行っていく。

これまでの開催状況及び今後の開催日程

平成14年12月11日に第1回会議を開催し、1ヶ月に1回程度開催（直近は11月12日に第11回を開催）。

共同会議における主な検討事項

- ・ 期限表示の用語・定義の統一
（品質保持期限及び賞味期限の用語の統一、消費期限の定義の統一）
- ・ 加工食品の原料原産地表示の対象品目の選定の在り方
- ・ 製造・加工等の定義の考え方（加工食品と生鮮食品の区分の在り方）
- ・ 生鮮食品（農畜水産物）の原産地表示の在り方
- ・ 遺伝子組換え食品の表示ルールの在り方
- ・ アレルギー物質を含む食品の表示ルールの在り方

期限表示の用語・定義の統一について

「賞味期限」及び「品質保持期限」の用語を「賞味期限」に統一し、「賞味期限」及び「消費期限」の定義をJAS法と食衛法で統一することを内容とした報告書が本年3月に取りまとめられた。これを受けて、7月31日に具体的ルールを改正した。

加工食品の原料原産地表示について

産地を強調して表示する場合のルールや原料原産地表示が義務付けられる加工食品の要件等について、8月6日に報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」が取りまとめられ、公表された。この報告書に基づき、「原料原産地表示を義務づけるべき加工食品の品目に

ついて」(「品目群リスト」)を11月12日に公表したところであり、広く一般からの意見を聴きながら、引き続き検討を進めていくこととしている。

2. 相談窓口の一元化

JAS法及び食品衛生法で規定された表示に関する消費者、事業者等からの相談、問合せを一元的に受け付ける相談窓口()を14年12月に設置。

(独)農林水産消費技術センター及び(社)日本食品衛生協会

(参考)平成15年9月末までの受付件数： 1,929件

3. 共通パンフレットの作成

農林水産省、厚生労働省等が連携し、食品の表示制度を一覧できるようわかりやすいパンフレットを合同で作成。(5月30日プレスリリース)

(参考)5月中に127万部印刷済み。消費者等が気軽に手に取れるよう、スーパー等の小売店の店頭、公的機関の窓口等を通じ、幅広く配布している。

* 主な配布先・場所及び配布部数

小売店(スーパーマーケット、百貨店、コンビニエンスストア等)

・・・43万部

地方の公的機関の窓口(保健所や地方農政局、都道府県等)

・・・20万部

消費者団体

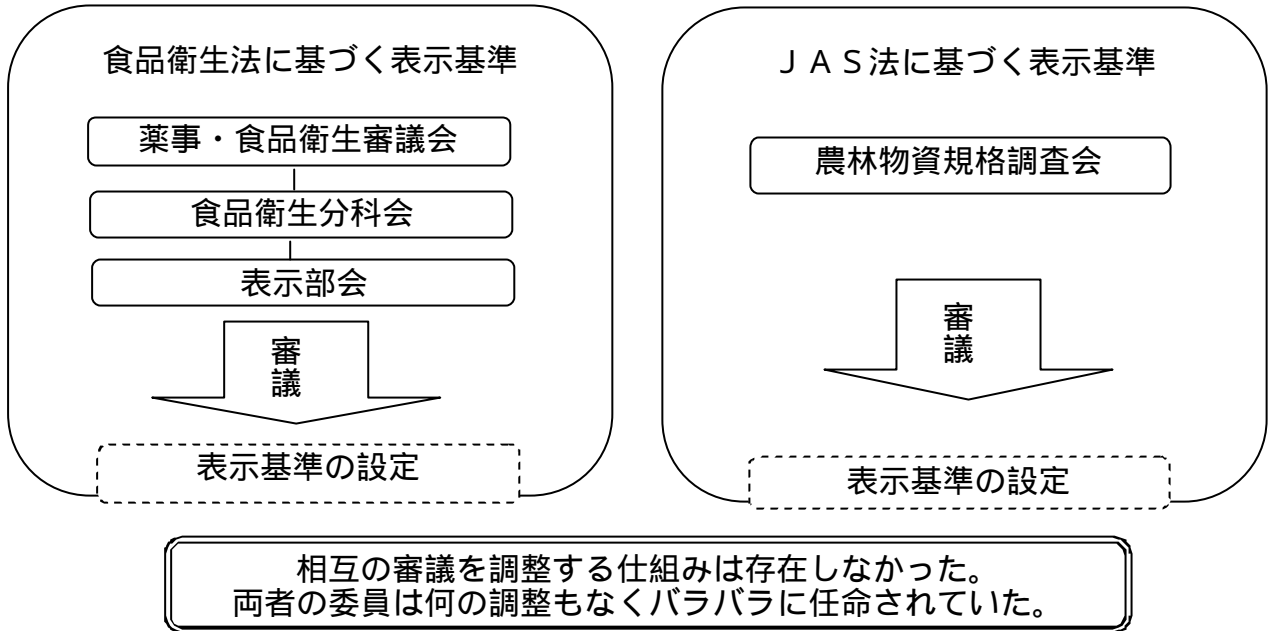
・・・4千部

その他(日本食品衛生協会及び食品産業センター等の各支部や事業者)

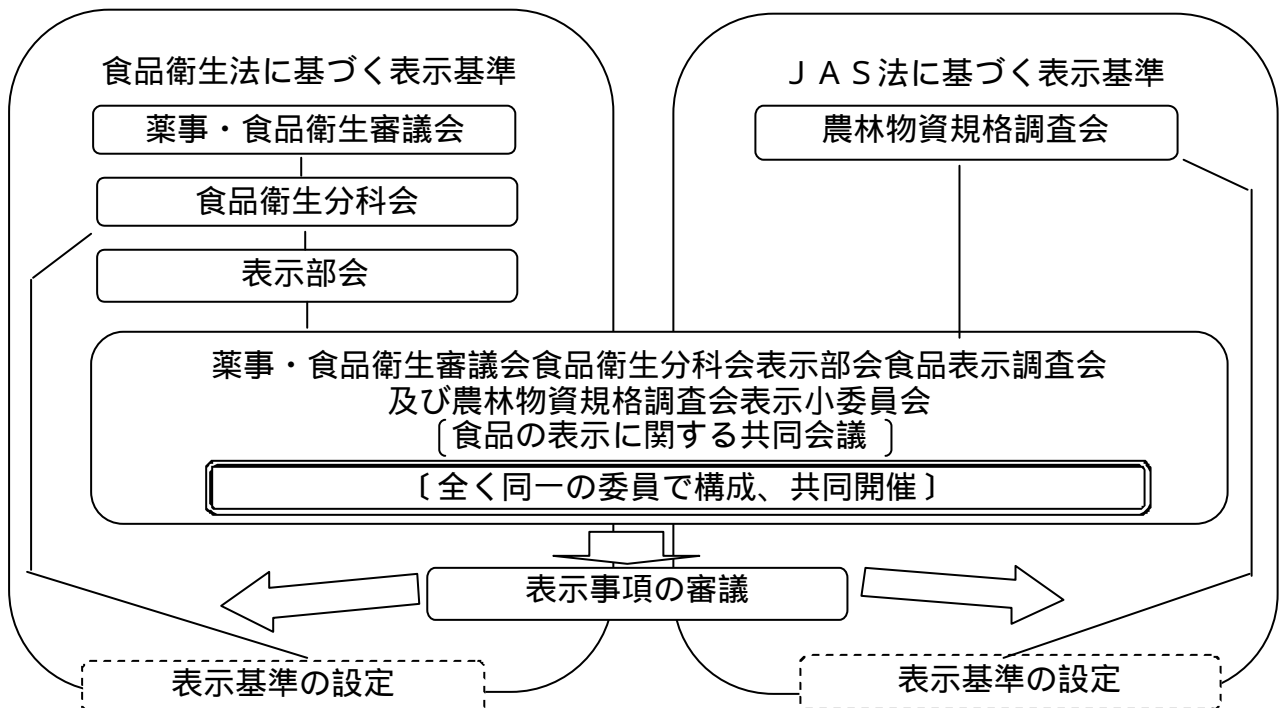
・・・23万部

共同会議のイメージ

これまでの審議体制



共同会議における審議体制



相談窓口の一元化

(これまでの体制)

(食品衛生法)

厚生労働省、
日本食品衛生協会、
保健所等(食品衛生監視員)
が相談業務を実施

(JAS法)

農林水産省、
農林水産消費技術センター、
都道府県(JAS法担当部局)
が、相談業務を実施

(各法バラバラに相談受付)



(一元化後の体制)

ワン・ストップ・サービスの開設

- ・社団法人日本食品衛生協会 及び
独立行政法人農林水産消費技術センターに、試験的に設置

(食衛法、JAS法を通ずる)

消費者・事業者からの表示に関する相談受付

表示に関する苦情・違反に関する対する情報の受付及び
関係機関への速やかな回付

情報受発信機能強化による、分かりやすく、適正な食品表示の
推進